

JIS

電子機器用固定抵抗器－第 8 部： 品種別通則：表面実装用固定抵抗器

JIS C 5201-8 : 2025
(IEC 60115-8 : 2023)

(JSA)

令和 7 年 8 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電子分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	平本俊郎	東京大学
(委員)	石井紀彦	日本放送協会
	河村真紀子	主婦連合会
	渋谷隆	株式会社白山
	諏訪正樹	KOA 株式会社
	内藤恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	藤井哲郎	東京都市大学名誉教授
	松井隆	日本電信電話株式会社
	山崎浩史	総務省国際戦略局
	山田誠	大阪公立大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 10.7.20 改正：令和 7.8.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 7.8.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル)

審 議 委 員 会：電子分野産業標準作成委員会 (委員長 平本 俊郎)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義, 製品技術並びに製品水準	2
3.1 用語及び定義	2
3.2 製品技術	3
3.3 製品水準	3
4 推奨特性	3
4.1 一般事項	3
4.2 形状及び寸法	3
4.3 推奨耐候性カテゴリ	7
4.4 公称抵抗値	7
4.5 公称抵抗値の許容差	7
4.6 定格電力 P_{70}	8
4.7 素子最高電圧 U_{max}	8
4.8 絶縁電圧 U_{ins}	8
4.9 絶縁抵抗値 R_{ins}	9
5 試験及び試験の厳しさ	9
5.1 この規格で適用する試験の一般的な要求事項	9
5.2 供試品の準備	9
5.3 試験	16
5.4 任意試験及び/又は追加試験	26
6 要求性能	28
6.1 一般事項	28
6.2 抵抗値変化の限界	28
6.3 TCR	31
6.4 温度上昇	31
6.5 外観検査	31
6.6 はんだ付け性	32
6.7 絶縁抵抗	32
6.8 受動燃焼性	33
7 表示, 包装及び発注情報	33
7.1 抵抗器本体への表示	33
7.2 包装	33
7.3 包装の表示	33

	ページ
7.4 発注情報	33
8 個別規格	34
8.1 一般事項	34
8.2 個別規格に規定する情報	34
9 品質評価手順	36
9.1 一般事項	36
9.2 定義	36
9.3 検査ロットの構成	37
9.4 部品認証 (IECQ AC) の手順	38
9.5 品質認証 (QA) の手順	38
9.6 能力認証 (IECQ AC-C) の手順	38
9.7 技術認証 (IECQ-AC-TC) の手順	39
9.8 端子めっきの定期的評価	39
9.9 長期保管後の出荷	39
9.10 成績証明書	39
9.11 適合証明書 (CoC)	39
附属書 A (規定) 文字記号及び略語	51
附属書 B (規定) 外観検査基準	55
附属書 C (参考) 固定抵抗器の組立に関する製造上の要求事項	58
附属書 D (規定) 0 Ω 抵抗器 (ジャンパー抵抗器)	62
附属書 E (参考) 任意試験及び/又は追加試験の適用に関する指針	65
附属書 F (参考) 推奨試験基板温度 70 °C における耐久性試験における温度上昇	69
附属書 G (参考) 高定格電力品の推奨試験基板に非常に広いパターンを選定する理由	85
附属書 X (参考) この規格と旧規格との対照表	91
参考文献	94
解 説	96

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 5201-8:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 5201 規格群 (電子機器用固定抵抗器) は、次に示す部で構成する。

JIS C 5201-1 第 1 部：品目別通則

JIS C 5201-2 第 2 部：品種別通則：スルーホール基板実装 (THT) 用低電力皮膜固定抵抗器

JIS C 5201-2-1 第 2 部：ブランク個別規格：低電力非巻線固定抵抗器 評価水準 E

JIS C 5201-4 第 4 部：品種別通則：スルーホール基板実装 (THT) 用又はきょう (筐) 体取付け用固定高電力抵抗器

JIS C 5201-4-1 第 4 部：ブランク個別規格：電力形固定抵抗器 評価水準 E

JIS C 5201-5 第 5 部：品種別通則：精密級固定抵抗器

JIS C 5201-5-1 第 5 部：ブランク個別規格：精密級固定抵抗器 評価水準 E

JIS C 5201-6 第 6 部：品種別通則：個別測定可能な固定ネットワーク抵抗器

JIS C 5201-6-1 第 6 部：ブランク個別規格：個別測定可能な固定ネットワーク抵抗器 同一抵抗値及び同一定格電力 評価水準 E

JIS C 5201-8 第 8 部：品種別通則：表面実装用固定抵抗器

JIS C 5201-8-1 第 8-1 部：ブランク個別規格：一般電子機器向け表面実装用低電力皮膜固定抵抗器、製品性能水準 G

JIS C 5201-9 第 9 部：品種別通則：個別測定可能な表面実装用固定ネットワーク抵抗器

JIS C 5201-9-1 第 9-1 部：ブランク個別規格：個別測定可能な表面実装用固定ネットワーク抵抗器 – 評価水準 EZ

白 紙

電子機器用固定抵抗器—第 8 部：品種別通則： 表面実装用固定抵抗器

Fixed resistors for use in electronic equipment— Part 8: Sectional specification: Fixed surface mount resistors

序文

この規格は、2023 年に第 3 版として発行された IEC 60115-8 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある補足事項・参考事項は、対応国際規格にはない事項である。この規格と旧規格との箇条などの対応関係の一覧表を、参考として附属書 X に示す。

1 適用範囲

この規格は、JIS C 5201-1 を品目別通則とする電子機器用表面実装用固定抵抗器（以下、抵抗器という。）について規定する。

この規格は、通常、品種（異なる形状）、形式（異なる寸法）及び製品技術によって記載している。この規格に示す抵抗器は、外部との電氣的接続を得るための金属電極をもち、主としてプリント回路板に直接取り付けて用いる。

この規格の目的は、推奨定格及び推奨特性の規定、品目別通則 JIS C 5201-1 から、この規格に示す抵抗器に対して適切な品質評価手順、試験及び測定方法の規定並びにこの規格の抵抗器の一般的要求性能を提供することである。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60115-8:2023, Fixed resistors for use in electronic equipment—Part 8: Sectional specification: Fixed surface mount resistors (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0806-3 自動実装部品の包装—第 3 部：表面実装用部品の連続テープによる包装